

○令和 2 年 2 月 和歌山県議会定例会会議録（関連部分抜粋）

（令和 2 年 3 月 3 日）

【尾崎 太郎 議員（自由民主党県議団） 質問】

報道によれば、来年 1 月から 7 月の国への区域整備計画の認定申請期間は変わらないとのことである。申請までの時間的余裕があまりないと思うが、事業者募集や区域整備計画作成のスケジュールはどのようなものか。

IR 事業者の選定はどのような手順で行われるのか。また、選定に際し、どのような点に重点を置くべきであると考えているのか。

【知事答弁】

議員御指摘のとおり、区域認定の申請期間が決まっている一方で基本方針の決定が遅れており、その公表を待っていると、今後の事業者公募や区域整備計画の作成等に要する時間が取れないということになります。

国においては、基本方針の公表前に都道府県等が実施方針を策定し、事業者公募を開始することを認めており、その場合は基本方針が公表された後に、進めている作業の内容が仮に基本方針に即したものであるかどうか、ないことはないかどうか、そういうことを確認し、必要に応じて補正するように求めています。

このようなことから、県では、基本方針の公表前ではあるが、先般、実施方針案を和歌山市及び県公安委員会に送付し、現在、法定協議を行っているところであります。

議員御質問のスケジュールにつきましては、本年春頃に募集要項等を公表して事業者の公募に入り、本年秋頃には事業者を選定する予定としております。

その後、選定した事業者と共同して区域整備計画を作成し、和歌山市の同意や県議会の議決などの法定手続を経て、認定申請期間である来年 1 月から 7 月までの間に区域認定の申請を行うように考えております。

申請後のスケジュールは国からは示されておりませんが、来年秋から冬頃には結果が出るんじゃないかというふうに想定をしております。

続きまして、IR のうちの事業者の選定についてでございます。

事業選定の手順については、募集要項公表後に、まず、その応募者が十分な社会的信用を有する者であることや、和歌山 IR を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であることなどの観点から参加資格審査を行います。その後、審査を通過した者から提案された事業計画等について、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会の審査を経て、提案審査参加者の順位を決定し、和歌山市及び県公安委員会との協議を経て、本年秋頃に私が IR 事業者を選定するつもりであります。

選定においては、国際競争力の高い魅力のある滞在型観光の実現や、経済的、社会的効果など、国に基本方針案で示されている評価基準の内容を基に、和歌山県の将来の発展に最も貢献する事業計画を提出した事業者を選定する所存であります。

(令和2年3月6日)

【多田 純一 議員 (公明党県議団) 質問】

IR 誘致に関わる諸問題についてお伺いをいたします。

カジノを含む統合型リゾートの運営事業者を監督するカジノ管理委員会が今年1月に設置されましたが、原案発表から正式な基本方針の公表が遅れている状況です。

1月30日に開かれた公明党 IR 整備対策プロジェクトチームの会合で、カジノ管理委員会は IR 整備に関する基本方針に4項目を盛り込むよう求めたことが明らかになりました。

その4項目は、IR 事業者のコンプライアンスの確保、国、地方自治体の職員と IR 事業者との接触ルールの必要性、都道府県などによるギャンブル等依存症対策の充実、IR 区域、IR 施設の安全の確保となっております。

IR 事業者の選定基準を定める基本方針案が観光庁から既に公表されております。方針案で定められている評価基準に、日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信することや、地域との良好な関係構築があることなどが条件に盛り込まれました。パブリックコメントの意見募集を行い、カジノ管理委員会の審査を経た後に、最終的な基本方針として発表される予定です。

県は、先日、実施方針を発表しておりますが、このカジノ管理委員会が示した4項目について、どのようにお考えになるのか、知事にお伺いいたします。

【知事答弁】

議員御質問のカジノ管理委員会から示された4項目について、国の基本方針にどのように反映されるのか、現時点では明らかではございませんが、県としては、今後公表される基本方針に即した形で実施方針を策定する所存であります。

もちろん、既に県では、この4項目についても対応をしております。

IR 事業者のコンプライアンスの確保については、事業者の選定に際して、十分な社会的信用を有することや、反社会的勢力と無関係であることなどを確認することとしております。

次に、IR 事業者との接触ルールにつきましては、県では、和歌山県職員倫理規則を設け、職員の公正な職務の執行を確保しているところでございますけれども、特に IR 推進室の職員に関しましては、倫理規則に加え、事業者との面談に際しては2名以上の室員で対応することや、面談後には必ず報告書を作成すること等を規定した対応指針を昨年10月に定めて、より厳格な公平性、公正性を求めているところでございます。

依存症対策については、IR 整備法による重層的で多段階的な厳しい規制に加え、本県独自の取組として、予防教育を実施するほか、事業者に対して、依存症対策専門員の配置や、あらかじめ利用上限額を設定するチャージ式の IR カードの導入などを求めることにより、論理的には、カジノに起因するギャンブル依存症は排除できるものと考えております。

また、カジノ以外のギャンブル等依存症についても、本年3月に策定予定の和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画により、多角的な対策を進めていく所存であります。

IR 区域、IR 施設の安全の確保については、県では、IR 区域及びその周辺地域における安全を確

保するため、警察官の増員や警察施設の設置など警察力の強化を図るとともに、防犯カメラの設置など地域防犯の推進に努めていく所存であります。

また、事業者には、カジノ施設及びその周辺地域における監視や警備などの取組を求めることとしております。

いずれにしても、基本方針に記載される内容を踏まえて、県として必要な措置を講じてまいる所存であります。